社会民主党	支部の数	二二五	二三一	自由民主党	支部の数	七六二〇	七六二一	自由民主党	支部の数	七六一八	七六一九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二二五	二三一		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六二〇	七六二一		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一八	七六一九
日本のこころを大切にする党	会計責任者の職務代行者	氏名　高橋　陽一				届出年月日（平成二十八年十二月二十一日）	届出年月日（平成二十八年十二月二十六日）				
		住所　埼玉県越谷市千間台西四―二〇―七									
		生年月日　昭和二十五年十一月一日									
		選任年月日　平成二十八年十二月二十五日									
		届出年月日（平成二十八年十二月二十一日）									

自由民主党	支部の数	七六二一	七六二〇	自由民主党	支部の数	七六一九	七六二〇	自由民主党	支部の数	七六一八	七六一九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六二一	七六二〇		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一九	七六二〇		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一八	七六一九
日本維新の会	支部の数	一一四	一一四								
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一一四	一一四								
自由党	支部の数	四五	四四								
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四五	四四								

自由党	支部の数	四三	四五	自由民主党	支部の数	七六一〇	七六一四	自由民主党	支部の数	七六一八	七六二一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四三	四五		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一〇	七六一四		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一八	七六二一
民進党	支部の数	五一六	五三五	日本維新の会	支部の数	一一三	一一四	公明党	支部の数	四四二	四三七
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五一六	五三五		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一一三	一一四		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四四二	四三七
自由民主党	支部の数	七六一八	七六二一	日本のこころを大切にする党	支部の数	三二	三二	日本維新の会	支部の数	一一三	一一三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一八	七六二一		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三二	三二		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一一三	一一三
		届出年月日（平成二十九年一月十三日）								届出年月日（平成二十九年一月二十五日）	

○総務省告示第七十九号

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）第六条第一項の規定に基づき、調査票の様式を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。なお、科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（平成二十六年総務省告示第百六十七号）は廃止する。

平成二十九年三月九日

総務大臣　山本　早苗